平成２６年（フ）第９９号
北海道室蘭市祝津町４丁目４番地３　道営アパートＢ―502号
債務者　山田　勇一
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１００号
北海道室蘭市祝津町４丁目４番地３　道営アパートＢ―502号
債務者　山田　昭子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第２５５号
岩手県奥州市水沢区字寺小路26番地
債務者　菊地　智美
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２６７号
岩手県岩手郡雫石町小日谷地35番地７　千葉長アパート
債務者　藤村　亮子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２７１号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字古屋敷４番地１　ａＭＹＫ　Ｅ―102
債務者　菊池　哲広
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２７２号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字古屋敷４番地１　ａＭＹＫ　Ｅ―102
債務者　菊池真由美
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第７９号
新潟県糸魚川市大字和泉1697番地13
債務者　神澤　一夫
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１９９号
香川県高松市林町46番地２　ウエストヴィレッジＣ―201
債務者　穴吹　敦子（旧姓井川）
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０６号
長崎県長崎市魚の町６番30―404号
債務者　川脇　智子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５６号
栃木県小山市暁２丁目４番５号　ライオンズマンション小山204号
債務者　冨田　泰紀
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第４３１４号
大阪府八尾市安中町１―４―16―601、住民票上の住所大阪市平野区長吉六反２丁目11番43号
債務者　山田　幸博
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４７２号
大阪市西淀川区佃２丁目２番６―408号
債務者　村山　　昇
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４９４号
大阪府東大阪市新町20番27号ロ―ランサン新町601号、前住所神奈川県川崎市宮前区東有馬５丁目16番２―201号有馬エスドミール
債務者　川本あゆみ（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２８号
川崎市多摩区長沢４丁目31番７号
債務者　平賀　美香（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３４１号
川崎市高津区蟹ケ谷49番地１　ニューウェルテラス池の里910
債務者　大杉　正樹
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３７５号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番22―803号
債務者　赤坂　道代
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係